

第4次上里町総合振興計画 後期基本計画

町では、平成19年3月に第4次上里町総合振興計画を策定し、まちの将来像を「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン 上里”」と定め、「支えあい、生きがいあふれる健康のまち」、「充実した都市基盤のまち」、「安全で快適に暮らせるまち」、「活力に満ちた産業創造のまち」、「のびやかに学び楽しむまち」、「住民と行政がともに創るまち」の6つの基本目標を施策の柱として、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

このたび、平成23年度をもって前期基本計画の計画期間が満了したことに伴い、引き続き、「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン 上里”」の実現を図るため、今後5年間の後期基本計画を策定しました。

基本理念

1 人と自然が 共生するまちづくり

恵まれた自然を後世に受け継いでいくために、住民生活や産業活動のあらゆる機会をとらえ、人と自然が共生するまちづくりに努めます。

2 やさしさと思いやりが 共調するまちづくり

お互いがお互いに関心を持ち合い、共に支えあい、いきいきと安心して暮らせる地域であり続けるために、すべての人々の個性が大切にされ、人権が尊重されるまちづくりに努めます。

3 歴史と知恵が 共鳴するまちづくり

多様化、複雑化する課題を解決し、住みよいまちを後世に受け継いでいくために、経験としての歴史を活かしつつ、住民一人ひとりの「知恵」を結集させ、新たな文化の創造を進めるまちづくりに努めます。

まちの将来像

本計画では、引き続き上里町の将来像を「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン 上里”」と定めます。

この将来像では、豊かな自然の中で、日常生活の舞台である本町において、まちづくりの主演である私たち一人ひとりが、未来に夢を持ち、互いに支えあい、分かちあい、また、産業のさらなる活性化により新たな生活文化を創造し、人と自然がお互いの存在を尊重し、調和を図りながら発展していく、という意味を含めています。



まちの将来像

「人と自然が響きあう
“ハーモニーガーデン 上里”」

ご協力ありがとうございました

第4次上里町総合振興計画後期基本計画の作成について、上里町総合政策審議会において審議され、町長へ答申されました。本計画策定にあたり、まちづくりアンケートをはじめ貴重なご意見、ご提案をいただきありがとうございました。



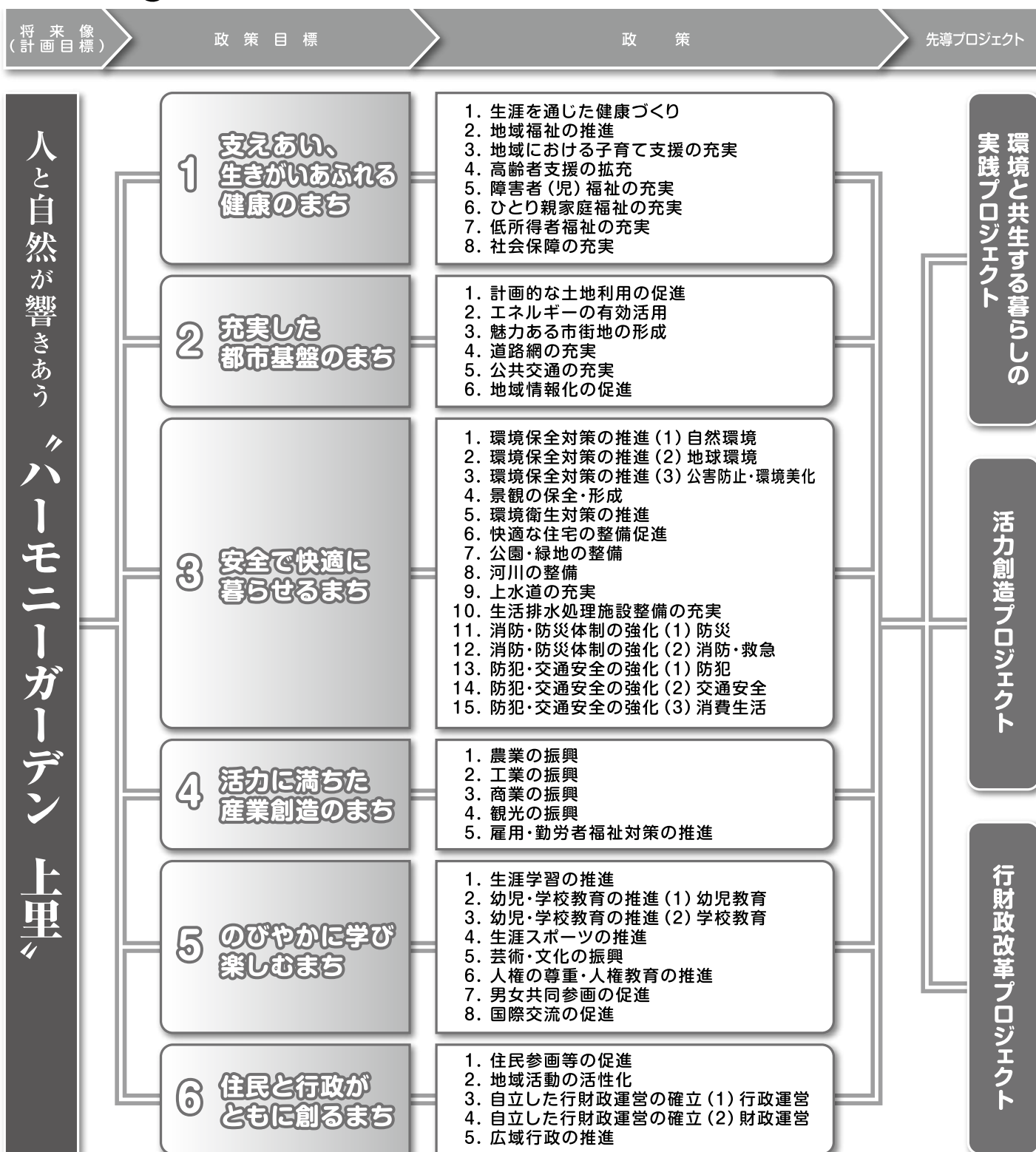
施策体系 ～まちづくりの将来像を実現するための仕組み～



全体の計画目標(将来像)である「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン上里”」の実現へ向けて「政策目標」を設定し、さらに目標ごとに「政策」、「主要施策」、「事業群」を設定しました。

また、3つのプロジェクトを「先導プロジェクト」に設定し、計画目標を実現するため、先導的に取り組みます。

詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。



国民健康保険

7月12日(木) (予定)に「平成24年度国民健康保険税納税通知書」を発送します！

日本では、職業や年齢に関係なく、すべての人がいずれかの健康保険に加入(国民皆保険制度)しなければならないことになっており、職場の健康保険等に参加している方を除いて、国民健康保険への加入が義務付けられています。国民健康保険税は、地方税法及び上里町国民健康保険税条例により世帯主(普通世帯主、擬制世帯主)が納税義務者となります。



国保マスコット 健康まもるくん

課税について

課税世帯

(1)普通世帯

世帯主及びその世帯に属する国民健康保険に加入している世帯員につき算定した各種割額(※)の合算額が基礎となり税額が算出され、世帯主へ「普通世帯主」として課税されます。

(2)擬制世帯

世帯主が国民健康保険に加入していない世帯で世帯員が加入している場合は、加入している世帯員につき算定した各種割額(※)の合算額が基礎となり税額が算出され、世帯主へ「擬制世帯主」として課税されます。

※所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額

国民健康保険に加入している方の前年中の所得(所得割額)、本年度固定資産税額(資産割額)、本年度の被保険者数(均等割額)、世帯(平等割額)に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分(以下、医療分・後期分・介護分)ごとに算出し、その合計額が税額になります。

なお、医療分51万円、後期分14万円、介護分12万円で、あわせて77万円が課税限度額になります。

税額算定方法

税額算定方法

区分		所得割額	資産割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
算定基礎		総所得金額及び分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(33万円)控除後の合計額	固定資産税のうち土地及び家屋にかかる部分の額	被保険者一人あたり	一世帯あたり
税率等	医療分	5.2/100	35.0/100	12,000円	16,000円
	後期分	1.8/100	—	8,000円	—
	介護分	1.2/100	—	7,000円	—

※介護分は、加入している40歳以上64歳未満の方が該当します。

住民基本台帳法改正に伴う外国人の国民健康保険税

7月12日(木)発送予定の平成24年度国民健康保険税納税通知書は、旧法の状態で発送されますが、7月9日施行の住民基本台帳法改正に伴い、外国人の属する世帯で資格等が変更になる世帯につきましては、後日改めて、変更(更正)通知書を送付します。

納 付 方 法

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

(1) 普通徴収

納付書・口座振替で
納付する方法

納税通知書(納付書)・口座振替の方

納付方法／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収				○	○	○	○	○	○	○	○	

納期限は各月の末日ですが、その日が休日(金融機関の休業日)の場合は、翌日が納期限となります。

(2) 特別徴収

要件を満たす場合
受給年金から
徴収される方法

すでに年金からの特別徴収の方

納付方法／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

新たに年金からの特別徴収が始まる方

納付方法／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収				○	○	○						
特別徴収							○		○		○	

※新たに対象になる方には、「納税通知書」と「特別徴収税額の通知書」の2通が送付になります。

税 額 軽 減 に つ い て

軽 減 制 度

判定基準	軽減率
世帯の所得が33万円以下	7割軽減
世帯の所得が33万円+(世帯主を除く被保険者数×24.5万円)以下	5割軽減
世帯の所得が33万円+(被保険者数×35万円)以下	2割軽減

世帯主(納税義務者)を含む、国民健康保険加入者全員の合計所得が、法令に定められた額よりも低い場合には、軽減制度が適用されます。

軽減制度に該当するかどうかは、加入者全員の所得を正確に把握し判定する必要がありますので、16歳以上のすべての国保加入者は、確定申告あるいは町県民税申告をお願いします。(扶養になっている方も必要です。)

※収入がなく、これまで軽減制度に該当されていた方でも、世帯の中に申告をされていない人がいると、対象になりませんのでご注意ください。

特例軽減制度

非自発的失業に伴う
国民健康保険
加入の場合

対象者

公共職業安定所(ハローワーク)から、

①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)

②雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受け、国民健康保険に加入の方です。

軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、失業した方の前年分の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

減 免 制 度

特別な事情(災害・重度障害・拘禁等)により、納税が困難であると認められる場合(要審査)には、申請により保険税が減免になる場合がありますので、ご相談ください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220】